

資料提供

令和7年11月21日（金）
保健医療部生活衛生課食の安全対策室
（担当者 室長補佐 澁澤 弥生）
（連絡先 029-301-3424（内線）3421、3424）
農林水産部農業技術課
（担当者 課長補佐（技術総括） 小山 弘之）
（連絡先 029-301-3894（内線）3933）

「しゅんぎく」から基準値を超える農薬（アセフェート、メタミドホス、ダイアジノン）の検出について

令和7年11月18日（火）、一般財団法人茨城県薬剤師会検査センターから「11月10日（月）に、潮来保健所が県内産農産物の残留農薬試験検査の目的で収去した、行方市産の2農家の「しゅんぎく」から、食品衛生法の残留基準値を超える農薬（アセフェート、メタミドホス、ダイアジノン）を検出した。」旨の連絡がありました。

このため、潮来保健所・鹿行農林事務所が事実関係を調査したところ、当該「しゅんぎく」の農薬の適用外使用があったことが確認され、生産者に対し農薬の適正使用についての指導を実施しました。また、販売・流通の事実が確認されましたので、潮来保健所長は本日、販売者に対し食品衛生法に基づく回収を命じました。

なお、保健医療部と農林水産部で当該販売者や当該生産者に対して、安全な農産物の流通や農薬の適正使用の徹底について指導し、再発防止を図っております。

また、通常の食生活において当該「しゅんぎく」を食べても、健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

1 違反事実等

（1）収去日

令和7年11月10日（月）

（2）検査機関

一般財団法人茨城県薬剤師会検査センター

（3）違反品：しゅんぎく

（4）検査結果

生産者1 アセフェート：0.03ppm（基準値0.01ppm）

メタミドホス：0.03ppm（基準値0.01ppm）

生産者2 ダイアジノン：0.02ppm（基準値0.01ppm）

（5）生産者及び販売者

生産者1：箕輪一郎（行方市）

生産者2：岡崎芳子（行方市）

販売者：鹿島中央青果株式会社（神栖市居切660番3）

2 販売先及び販売数

販売年月日：令和7年11月8日（土）、11月10日（月）

販売数：100袋（150g/袋、生産者1：60袋、生産者2：40袋）

※販売数のうち、14袋は保健所の検査で使用。

販売先：県内の販売店

3 県の対応等

- ・ 県は食品衛生法第 59 条に基づき違反品の回収を命令しました。
- ・ 県は今後、違反品の回収状況の確認を行います。
- ・ 県は農薬の適正使用の徹底について指導を行いました。

県民の皆様へ

アセフェートの ADI（1 日許容摂取量）は、体重 1 kg 当たり 0.0024mg であり、体重 60kg の人に換算すると、0.144mg/日となります。この量は今回違反のあった「しゅんぎく」を体重 60kg の人が生涯にわたって毎日約 4.8kg を食べ続ける場合に相当します。

メタミドホスの ADI（1 日許容摂取量は、体重 1 kg 当たり 0.00056mg であり、体重 60kg の人に換算すると、0.0336mg/日となります。この量は今回違反のあった「しゅんぎく」を体重 60kg の人が生涯にわたって毎日約 1.12kg を食べ続ける場合に相当します。

ダイアジノンの ADI（1 日許容摂取量は、体重 1 kg 当たり 0.001mg であり、体重 60kg の人に換算すると、0.06mg/日となります。この量は今回違反のあった「しゅんぎく」を体重 60kg の人が生涯にわたって毎日約 3kg を食べ続ける場合に相当します。

今回の違反品である「しゅんぎく」は一袋 150g とのことから、通常の食生活において人の健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

【 参 考 】

アセフェートの概要

1. 名 称：アセフェート、acephate
2. 用 途：農薬（殺虫剤）
3. 毒性評価：ADI 0.0024mg/kg 体重/日

メタミドホスの概要

1. 名 称：メタミドホス、methamidophos
2. 用 途：農薬（殺虫剤）
3. 毒性評価：ADI 0.00056mg/kg 体重/日

ダイアジノンの概要

1. 名 称：ダイアジノン、diazinon
2. 用 途：農薬（殺虫剤）
3. 毒性評価：ADI 0.001mg/kg 体重/日

（ADI とは体重 1 kg あたりの 1 日許容摂取量、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量）

【当該品の画像】

生産者 1



生産者 2

